

川崎市風しんの第5期予防接種実施要領

(目的)

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の風しんの第5期予防接種（以下「定期予防接種」という。）について、必要な事項を定めることにより、予防接種事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 市長は、定期予防接種の実施について、「川崎市風しんの第5期予防接種事業の一部委託に関する契約書」に基づき、次の各号に掲げる定期予防接種に係る事務を委託により実施する。

- (1) 接種対象者の確認
- (2) 個別接種による予防接種
- (3) 予防接種済証への記録及びその他の事務
- (4) 次条に掲げる医療機関への委託料の支払及びその他の事務

(実施場所)

第3条 定期予防接種は、市長と「川崎市風しんの第5期予防接種事業の一部委託に関する契約書」を締結する医療機関で行う。

(対象者)

第4条 定期予防接種の対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって乾燥弱毒性生麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者とする。

(対象者の確認)

第5条 定期予防接種の対象者は、別紙1に掲げる川崎市が発行した予防接種券及び別紙2に掲げる基準の抗体価を示す抗体検査の結果の提示を行った者とする。

(接種方法)

第6条 定期予防接種に使用する接種液は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条に基づく検定に合格した乾燥弱毒性生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒性生風しんワクチンとし、あらかじめ実施機関が購入した上で、皮下に0.5mlを接種する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。

風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルスHI試薬「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI法）	8倍以下（希釈倍率）
R-HI「牛研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI法）	8倍以下（希釈倍率）
ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG （デンカ生研株式会社）	酵素免疫法 （EIA法）	6.0未満（EIA価）
エンザイグノスト B 風疹/IgG （シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）	酵素免疫法 （EIA法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
パイダス アッセイキット RUB IgG （シスメックス・バイオメリュー株式会社）	蛍光酵素免疫法 （ELFA法）	2.5未満 （国際単位（IU）/ml）
ランピア ラテックス RUBELLA （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免疫比濁法 （LTI法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
アクセス ルベラIgG （ベックマン・コールター株式会社）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA法）	2.0未満 （国際単位（IU）/ml）
i-アッセイ CL 風疹IgG （株式会社保健科学西日本）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA法）	1.1未満（抗体価）
BioPlex MMRV IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）	蛍光免疫測定法 （FIA法）	1.5未満 （抗体価 AI*）
BioPlex ToRC IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）	蛍光免疫測定法 （FIA法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
Rubella-G アボット （アボットジャパン株式会社）	化学発光免疫測定法 （CLIA法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
ランピア ラテックス RUBELLA II （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免疫比濁法 （LTI法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
バイオライン ルベラIgG/IgM （アボット ダイアグノスティクスメディカル 株式会社）	イムノクロマト法 （ICA法）	陰性

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位
（今後キットの追加の可能性あり）